

1. 住民団体等から門真市役所 市民文化部 地域政策課に補償内容等の問い合わせがあった場合や、保険会社から保険請求者に問い合わせがある場合は、直接やりとりすること。
2. 市が指定する書類以外で、保険会社独自で請求したい書類がある場合には、保険請求者に直接連絡すること。
また、追加で請求した書類について速やかに本市に報告を行うこと。
3. 業務上知り得た個人情報については、個人情報特記事項に従い遵守すること。
4. 書類提出にかかる郵送料は保険会社の負担とする。
5. 保険料の支払い手続き完了後は速やかに本市に報告を行うこと。